

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等計画の届出)

第60条 令別表第1に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)について、新築、増築、改築、移転、修繕、模様替又は用途変更の工事(以下「建築工事」という。)を行う場合において、当該防火対象物に設置すべき消防用設備等(消火器、簡易消火用具、非常警報器具及び誘導標識を除く。)又は特殊消防用設備等を設置し、又は変更しようとする者は、当該建築工事に着手する前に、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置又は変更の計画を、消防長又は所轄消防署長に届け出なければならない。(ね)(へ)

条則

(消防用設備等の設置等計画の届出)

第18条 条例第60条に規定する届出は、届出書に消防長が定める図書を添えて、消防用設備等に係るもので次に掲げる防火対象物の同条に規定する建築工事(建築基準法第6条第1項の確認を要するものに限る。)に係るもの及び特殊消防用設備等に係るものにあつては消防長に対し、その他のものにあつては所轄消防署長に対し行わなければならない。(つ)(な)

- (1) 令別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物(な)
- (2) その他消防長が定める防火対象物(つ)(な)

【解説】

本条は、防火対象物が新築工事を行う前に、当該防火対象物に消防用設備等又は特殊消防用設備等が適正に設置されようとしているかどうかを的確に把握するため、届出を義務づけたものである。

1 当該届出は、建築工事に着手する前となっているが、原則として建基法第6条第1項に規定する確認申請又は第18条に規定する計画の通知(以下「建築申請等」という。)の提出に合わせて消防長等に届け出るものとする。なお、それ以前に届け出ても差し支えない。

また、建築申請等の提出を要しない場合でも、建築工事に該当し、消防用設備等の設置又は変更を行う場合は、本条の規定に基づく届出が生じるものである。

2 本条の規定は、法令等に基づき本来設置されるべき消防用設備等について届け出ることにしているため、消防法施行令第32条等の規定により消防用設備等が免除される場合でも、本条に規定する届出に該当する。また、設置すべき消防用設備等に代えて、総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等を設置する場合も同様である。

なお、任意で消防用設備等を設置する場合は、本条の規定には該当しないものであるが、本条の趣旨を踏まえ、関係者等の理解を得て、当該届出の内容に準じた書類の提出を求めることが望ましい。

3 本条の届出義務者は、「消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置し、又は変更しようとする者」であるが、それは、当該防火対象物の所有者又は当該防火対象物の消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等について権原を有する者である。また、届出を要する防火対象物は、法及び条例により消防用設備等を設置する必要がある防火対象物である。ただし、消火器、簡易消火用具、非常警

報器具又は誘導標識のいずれかだけを設置する必要がある防火対象物については、届出を要さないこととしている。これらの消防用設備等は単に設置するだけであり、届出がなくても、必要な場合には容易に設置することが可能なためである。

4 届出書には、消防長が定める図書を添えて届け出る必要がある。消防長が定める図書とは、次によるものとされている。

- (1) 付近見取図、配置図
- (2) 各階平面図
- (3) 立面図、断面図、矩計図
- (4) はり及び天井伏図
- (5) 建具配置図及び建具表
- (6) 室内仕上表
- (7) 空調及び衛生設備図
- (8) 消防用設備等の計画図等（(1)から(7)までの図書と重複する場合は、省略することができる。）

5 当該届出の届け出先は、規則第18条において規定されているが、同条第1号及び第2号に掲げる防火対象物において確認申請（計画通知も含む）を要するもの及びそれ以外の防火対象物であっても特殊消防用設備等を設置するものについては消防長に、これら以外のものにあつては所轄消防署長に届け出ることとしている。

なお、同条第2号の「その他消防長が定める防火対象物」とは、次のものを定めている。

広島市火災予防規程（抜粋）

（同意等区分）

第3条 法第7条の規定による同意を要する建築物の許可、認可又は確認（以下「建築許可等」という。）に係る同意は、局長が審査するものと署長が審査するものに区分する。

2 局長は、次の各号に掲げるものについて審査するものとする。

- (1) 軒高が4.5メートルを超える建築物
- (2) 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「政令」という。）別表第1（16の2）項に掲げる防火対象物
- (3) 法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等を設置する建築物
- (4) 一般財団法人日本消防設備安全センターその他高度な専門技術的知見を有する機関等の評価を受ける設備等を設置する建築物

3 署長は、前項に掲げるもの以外のものについて審査するものとする。

（その他消防長が定める防火対象物）

第9条の2 規則第18条第2項に定める「その他消防長が定める防火対象物」については、第3条第2項（第2号及び第3号を除く。）の規定を準用する。